

観光客等受入促進事業業務委託仕様書

- 1 業務名
観光客等受入促進事業業務
- 2 事業目的
本市の伝統芸能と食文化の魅力を伝えることでリピーター獲得に繋がられるよう、大型クルーズ船寄港時に中心市街地において歓迎イベントを開催する。
また、コンベンション参加者の本市での消費拡大を促す企画を実施する。
- 3 履行期間
履行期間は、契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。
- 4 委託業務内容
受託者（以下、「乙」という。）は、公益社団法人秋田観光コンベンション協会（以下、「甲」という。）が次に掲げる内容を実施する。
 - (1) 大型クルーズ客船の観光客向けイベント
 - ア イベントの実施日は、乗客定員が概ね3,000人以上のクルーズ船が来港する日（年11回程度を想定）とし、実施場所等は甲と協議の上、決定すること。
実施時間はクルーズ船の寄港時間に合わせ、午前中の概ね3時間程度とするが、甲乙協議の上、開始（終了）時間を決定すること。
 - イ 秋田の伝統芸能と食文化の魅力を伝えることで、リピーター獲得に繋がる企画とすること。
 - ウ イベント終了後から出航までの時間に乗船客による飲食店やお土産店、市内観光施設等の周遊を促す企画を実施すること。
 - エ 企画の実施に当たっては、乗船客の国籍等を考慮すること。
 - オ 商工団体や飲食業界、商店街、他のイベントとの連携を図り、中心市街地全体での歓迎ムードが醸成されるよう努めること。
 - カ イベント内容、中心市街地の観光施設、お土産店、飲食店等の情報およびそれらの位置がわかる地図等を掲載した広告宣伝物を開催毎に作成すること。また、Web等を活用し、乗船客へ広く周知すること。
 - キ 実施内容は、秋田港の埠頭で実施する歓迎行事や物販等と重複しないよう調整すること。
 - ク 取組の効果を測定し、事業効果の検証を行うこと。
 - ケ アからキについて、実施日や天候によっての変更を可とし、甲乙協議の上、決定する。
 - (2) 大型・国際コンベンション参加者の消費拡大に繋がる企画
 - ア 実施対象とするコンベンションは、甲と協議の上決定し、少なくとも年2回は実施すること。（7月と9月に実施を想定）

- イ コンベンション参加者の飲食店等の利用促進に繋がる企画を実施すること。
- ウ 利用促進企画の対象店舗は概ね20店舗以上を確保し、店舗情報やそれらの位置が分かる地図等を掲載した広告宣伝物を作成すること。なお、媒体は問わないが参加者へ広く周知可能かつ利便な手法とすること。
- エ 企画の内容については、店舗間で著しく格差が生じないようにすること。(例：ワンドリンクサービス、定額クーポン等)
- オ 商工団体や飲食業界、商店街等の他団体との連携を図り、消費拡大に繋がる企画とすること。
- カ 各店舗の利用状況について取りまとめ、効果を測定し、事業効果の検証を行うこと。

5 留意事項等

- (1) 乙は、業務の全部又は主たる部分を一括して再委託してはならない。
 - ア 業務の一部を再委託するときは、事前に書面により甲に届出をして承認を得なければならない。
 - イ 業務の一部を再委託したとき、乙は再委託者への指導、監理を実施しなければならない。
- (2) 本業務に係る一切の必要経費は受託者の負担とし、委託費の範囲内で実施するものとする。

6 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。

7 事業費

事業費は、14,929,000円（消費税および地方消費税額を含む。）を上限とする。

8 業務完了報告

乙は、年間の実績報告書を令和8年3月31日までに提出することとする。

9 遵守事項

- (1) 乙は、業務の遂行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 乙は、重要と認める事項については、あらかじめ甲と協議し、承認を得なければならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上決定する。